

# コミュニティ放送局

“地域密着型のFM放送局”

福祉会館では、高齢者の医療相談を実施しています。

昨夜からの大雪で、国道が不通です。鉄道や航空機への影響も出ています。

今日の音楽は、中学校プラスバンド部の演奏をおおくりします。

今度の日曜日、△△公園において、町内運動会が行われます。

〇〇スーパーでは、本日11時から大特価バーゲンを開催します。

生活情報

行政情報

報 道

廣 告

観光情報

災害情報

資源ゴミ回収にご協力ください。

迷子の小犬を探しています。

◎◎レストランでは新メニューをはじめました。

今週の文化センターでの催物は「演劇」を開催しています。

××峠展望台では、紅葉が見頃です。

ただいま地震がありました。津波の心配はありません。

「コミュニティ放送」とは、一の市区町村区の一部の区域における需要にこたえるための放送です。

1 市区町村内の一部の地域において地域に密着した情報を提供する超短波放送局(FM放送局)として、平成4年1月に制度化されました。

2 地域の特色を活かした番組や地域住民が参加した番組、緊急を要する細かな情報等の提供により、地域情報の発信拠点として、豊かで安全な街づくりに貢献できる放送局です。

## 「コミュニティ放送局」の特徴

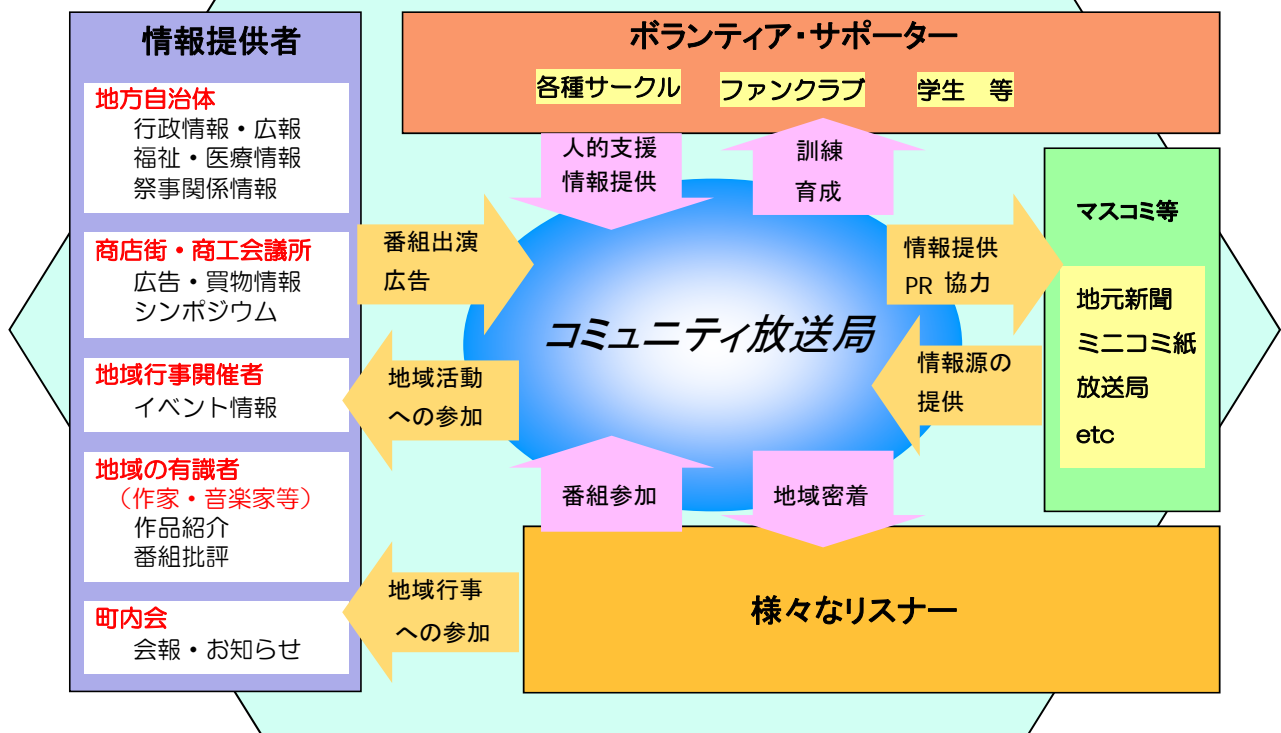
3 空中線電力は、原則20W以下で必要な放送エリアをカバーできる必要最小限のものとしており、総務大臣の免許を受けて開局・運営する民間の放送局です。

4 超短波放送(FM放送)の周波数帯の電波を利用するので、一般に市販されているFMラジオで聴くことができます。

### ＜コミュニティ放送の目的＞

市区町村内の商業・業務・行政等の機能の集積した区域や、スポーツ・レクリエーション・教養文化活動等の活動に資するための施設の整備された区域等において、コミュニティ情報・行政情報・福祉医療情報・地域経済産業情報等地域に密着した情報を提供することを通じて、当該地域の振興その他公共の福祉の増進に寄与することを目的としています。

## コミュニティ放送局と地域との連携



### ミニ知識 「コミュニティ放送局」と「ミニFM」の違いは？

いわゆる「ミニFM」は、電波法で規定する「発射する電波が著しく微弱な無線局」として位置付けられるもので、「コミュニティ放送局」とは全く別の無線局です。市販されている機器の中には、電波法の基準に合致していないものがあり、そうした機器を使用した場合は不法無線局となる可能性がありますので注意が必要です。

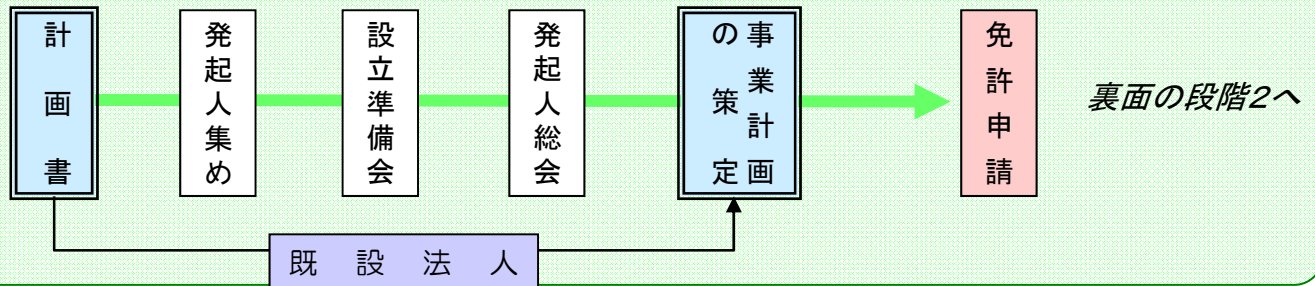
# 「コミュニティ放送局」を開局するには？

## ～事業計画の策定から無線局の開局まで～

「コミュニティ放送局」を開局するためには、電波法や放送法などに定める手続が必要です。

北海道総合通信局では、コミュニティ放送局の免許手続等について、説明や相談に応じていますので、計画段階から早めにお問い合わせ下さい。

### 段階1（計画書～事業計画の策定）



**計画書の作成にあたって**（「計画書」は法的に必要な書類ではありませんが、計画段階での構想をご説明いただくものです。）

- 地域住民や関係団体・機関（地元の行政・経済界等）の理解と協力を得て、コミュニティ放送局設立準備会等の団体を結成し、地域全体の取り組みとして進めていくことが重要です。
- 計画書に記載する要点は、次のとおりです。
  - ◎コミュニティ放送局を設立する趣旨（目的、放送局のイメージ・コンセプトなど）
  - ◎計画の概要（事業主体、行いたい放送の内容、放送を行おうとする区域など）
  - ◎維持運営面（資本・要員・経費など）
  - ◎設備面（送信所・演奏所・事務所など）
  - ◎地域住民等のコミュニティ放送に対する要望や需要
  - ◎コミュニティ放送局の設置に対する地域住民や関係団体・機関の理解、期待面
- 計画書を基に、事業計画の素案作りや法人の設立準備に向け、具体化します。

### <「計画書」の作成に際しての留意事項等>

- ◆ コミュニティ放送局の放送区域は、一の市区町村の一部の区域（当該区域が他の市区町村の一部の区域に隣接する場合は、その区域を併せた区域とし、当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接し、かつ当該隣接する区域が他の市町村の一部の区域に隣接し、住民のコミュニティとしての一体性が認められる場合には、その区域を併せた区域とする。）ですが、最大空中線電力が原則20W以下であるため、市区町村の全域をカバーすることができない場合があります。また、放送エリア内であっても屋内での聴取や場所によりが良好に受信できない場合もあります。
- ◆ 災害に役立つ放送を行うことは法的に義務づけられていますが、防災同報無線の代替として開局することはできません。

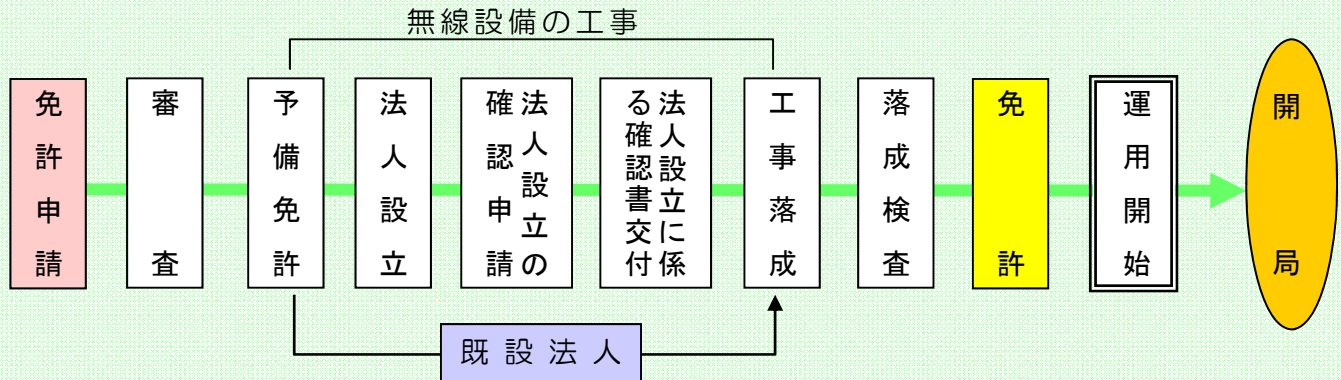
**事業計画書の策定にあたって**（「事業計画書」は免許申請書作成のための基本となる資料となります。）

- 全体の事業規模を定め、将来の事業運営を十分に勘案し、無理のない計画であることが必要です。
- 事業計画書の策定に必要な項目例は、次のとおりです。
  - ◎事業の目的（コミュニティ放送局の開局に係るコンセプト・開設の必要性など）
  - ◎事業主体（経営形態・資本・出資者・役員など）
  - ◎資金計画（当初資金・調達方法・無線設備の工事費など）
  - ◎設備の概要（電気通信設備・業務を維持するための技術的能力など）
  - ◎放送区域の設定（放送区域・送信所等の設置場所検討・土地建物の確保など）
  - ◎経営見通し（5年間の事業収支見積・主たる利用者（スポンサー）の見込みなど）
  - ◎放送番組の編集（基準・基本計画・放送番組表の作成、編集組織・考査組織の確立など）
  - ◎放送番組審議機関（委員の選定・規程の整備など）
  - ◎災害放送の体制（実施要領の整備など）

## <「事業計画書」の策定に際しての留意事項等>

- ◆ コミュニティ放送局の免許を受けようとする者（申請者）の事業目的が、放送法の趣旨に照らした公共性を有し、かつ、大きな社会的影響力を有する放送事業を行うのに不適切な内容のものでないこと。
- ◆ 放送を行おうとする地域に密着した各種の情報（地域の行政情報・タウン情報・交通情報・観光情報等）に関する番組等、当該地域の住民の要望にこたえる放送が、1週間の放送時間の50%以上を占めていること。
- ◆ 「役員」及び「主たる出資者」並びに「放送番組審議機関の委員」は、できる限り放送を行おうとする地域に住所を有する者であること。また、「放送番組審議機関の委員」は5名以上であること。
- ◆ 「第二級陸上無線技術士」以上の資格を有する無線従事者を配置すること。
- ◆ 法令に定めるマスメディア集中排除の原則（出資率規制及び役員兼務の規則）並びに外資出資率規制に抵触しないこと。

## 段階2（免許申請～開局）



## コミュニティ放送局の免許申請について

- 1 申請書類の様式・記載方法等は、無線局免許手続規則（総務省令）に定められています。
- 2 申請の受理後、電波法に基づき、次の事項のについて審査を行います。
  - (1) 工事設計が技術基準に適合すること。
  - (2) 周波数の割当てが可能であること。
  - (3) 当該業務を維持するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。
  - (4) 放送局の開設の根本的基準\*（総務省令）に合致すること。\*下記参照
- 3 審査の参考とするため、当該放送局の放送を行おうとする地域が、コミュニティ放送の特性が十分発揮されることが見込まれる区域であり、公共の福祉の増進に寄与するものであるかどうか等について、当該地域の市町村長の意見を伺うこととしています。

### 放送局の開設の根本的基準（抜粋）（昭和25年12月5日電波監理委員会規則第21号）

国内放送を行う放送局は、次の条件を満たすものでなければならない。（第3条関係）

- ◆ その局の免許を受けようとする者（以下「申請者」という。）が確実にその事業の計画を実施することができること。
- ◆ 申請者が設立中の法人であるときは、当該法人の設立が確実であると認められるものであること。

## コミュニティ放送局の番組編集について

- コミュニティ放送局等の国内放送の番組編集には、放送法により次のとおり定められています。
- (1) 公安及び善良な風俗を害しないこと。
  - (2) 政治的に公平であること。
  - (3) 報道は事実をまげないですること。
  - (4) 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

### ☆コミュニティ放送局に関するお問い合わせは

総務省 北海道総合通信局 情報通信部 放送課（ラジオ放送担当）

〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第一合同庁舎

電話：011-709-2311（内線4664） FAX：011-708-5151